

埼玉西部環境保全組合議会定例会条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定による埼玉西部環境保全組合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 12 月 1 日から適用する。